

環境省・ヒートアイランド適応策モデル事業
岡本町（枚方市）における平成 27 年度の実行計画（案）

はじめに

この文書の目的は、平成 27 年度における岡本町（枚方市）でのヒートアイランド適応策の実行計画を示し、適応策の具体的な実施方法や関係主体の役割分担を明確にすることです。平成 27 年 4 月から平成 28 年 3 月にかけて、岡本町町内会・枚方市をはじめ関係主体が、この実行計画を実施し、実行の成果や課題を明らかにします。そして、より持続的な適応策の方法を導き出すことを大きな目標としています。

文書では、主な項目として、この事業の対象範囲、平成 27 年度に実施する実行の内容、組織体制、年間スケジュールを示しています。必要に応じて、実行にあたっての補足の説明を追加しています。

（この実行計画の内容については、平成 27 年の町内総会で確認をする予定です。また、平成 27 年の夏期の前に、計画の細かな調整・修正をおこなう機会を設けます。）

●目次

1. ヒートアイランド適応策モデル事業の対象範囲
 2. 平成 27 年度に実施する実行の内容
 3. 実施する体制
 4. 実施スケジュール
-

1. ヒートアイランド適応策モデル事業の対象範囲

枚方市岡本町の街路空間を対象として、適応策を実施したり、効果を把握するモデル事業を進めます。具体的には、岡本町伊加賀本町1号線を中心とした地域であり、以下に示す図の範囲です。



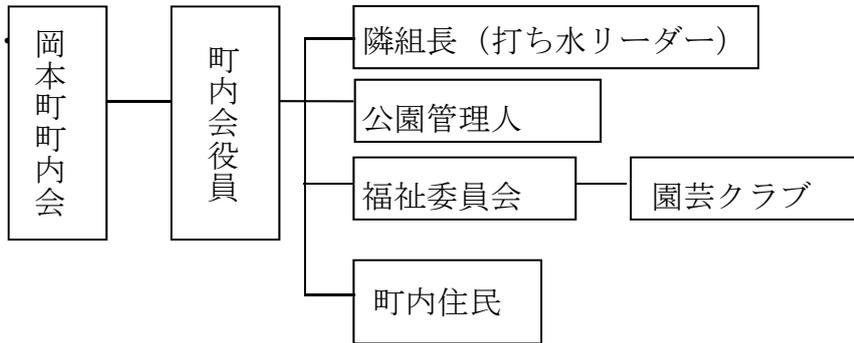
2. 平成 27 年度に実施する取組の内容

実施する適応策の取組は以下の項目です。

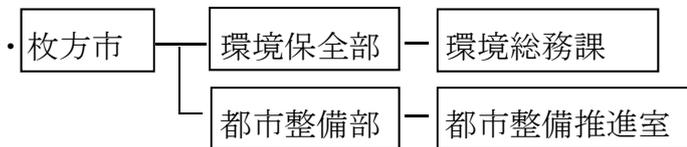
- ①岡本町での日々の打ち水
- ②フェンスの緑化の取組
- ③下之町井戸公園の管理・利用

上記の適応策と併行して、適応策の効果を把握する調査、適応策のための追加的取組（公園の下水設備）の検討、次年度以降の取組の手引きを作成する会合・協議会、適応策を周知するための広報活動、そして、適応策の持続性を高めるための取組（ふるさと絵図）を実施します。

3. 実施する体制



- ・くらわんか五六市実行委員会 (枚方宿地区まちづくり協議会)



- ・環境情報科学センター
- ・近畿環境パートナーシップオフィス (きんき環境館)
- ・環境省

4. 実施スケジュール

別紙の「年間スケジュール表 (案)」を参照してください。

補足① 備品等の所有者・管理者と譲渡

1) 所有者及び管理者

平成 25 年度に購入・整備した備品等の所有者と管理責任は以下の通りとした。

表 備品等所有者と管理者（案）

導入する 適応策	関連する 備品等	所有者	管理者
街道への 打ち水	木桶	桶を所有する町内会各位	桶を所有する町内会各位
	風鈴	風鈴を所有する町内会各位	風鈴を所有する町内会各位
	雨水タンク	雨水タンクを設置した町内会 各位と岡本町町内会	雨水タンクを設置した町内 会各位と岡本町町内会
	個人井戸の 配管	羽田氏/宮川氏	羽田氏/宮川氏
下之町井戸 公園	公園施設一 式（水道*・ 電気含む）	岡本町町内会	岡本町町内会

*里道の水道は枚方市に寄贈した。

2) 管理者の責任

木桶・風鈴等の紛失・破損の場合は、原則として、岡本町町内会が負担する。

また、下之町井戸公園の管理に伴う費用（電気料金・水道料金等を含む）は、原則として、岡本町町内会が負担する。

3) 所有権の所在

事業で構築した公園施設一式は、完成と同時に岡本町町内会の所有となる。

補足② 各適応策の運用・管理手順

表 運用・管理手順（案）

適応策	項目	実施時期	実施者	詳細
打ち水の実施	住民への周知	6月	岡本町	回覧板、地域での会合を用いて周知を図る
	日常での打ち水の実施	7月～9月	桶を配られた人	毎日夕方に実施（ただし晴れの日のみ） 適切な打ち水量：街路1㎡当たり1L
緑化フェンスの育成管理	苗づくり，植え付けなどの準備	4月・5月くらいから準備	枚方市、岡本町（園芸クラブ）	
	植物への水やり	夏期	岡本町（園芸クラブ）	
	スケジュールと役割分担について、町内会・枚方市等による関係者会合で決める。			
風鈴の設置	住民への周知	6月	岡本町	回覧板、地域での会合を用いて周知を図る
	設置	7月～9月	風鈴を配られた人	台風や大雨の際は屋内で保管
ふるさと絵図	下絵づくりと、絵図の作成	～平成27年	岡本町／枚方市／きんき環境館	絵図作成の協力者を募集する。
下之町井戸公園の管理	簡易清掃	毎月第3日曜	岡本町	清掃箇所：公園
	水道料金・電気料金	毎月	岡本町	
	日よけ	毎年5月第3日曜に設置。 9月第3日曜に撤収。	岡本町	
	故障時の対応は、専門業者に依頼する。その場合の費用は、原則として、岡本町町内会が負担する。			

環境省・ヒートアイランド適応策モデル事業

アクトアモーレ(高槻市)における平成27年度の取組計画(案)

はじめに

この文書の目的は、平成27年度におけるアクトアモーレ(高槻市)でのヒートアイランド適応策の取組計画を示し、適応策の具体的な実施方法や関係主体の役割分担を明確にすることです。平成27年4月から平成28年3月にかけて、アクトアモーレ店舗会・高槻市をはじめ関係主体が、この取組計画を実施し、取組の成果や課題を明らかにします。そして、より持続的な適応策の方法を導き出すことを大きな目標としています。

文書では、第1部の中で、この事業の対象範囲、平成27年度に実施する取組の内容、組織体制、年間スケジュールを示しています。第2部で、取組の細かい実施方法や費用等についての説明を追加しています。第3部で、取組を決めた経緯や装置等の譲渡の計画などの情報を補足資料として付けています。

この取組計画の内容については、協議会・関係者会合等で検討を加えていきます。

第1部 取組計画(概要)

第2部 適応策の運用・管理等に関する情報

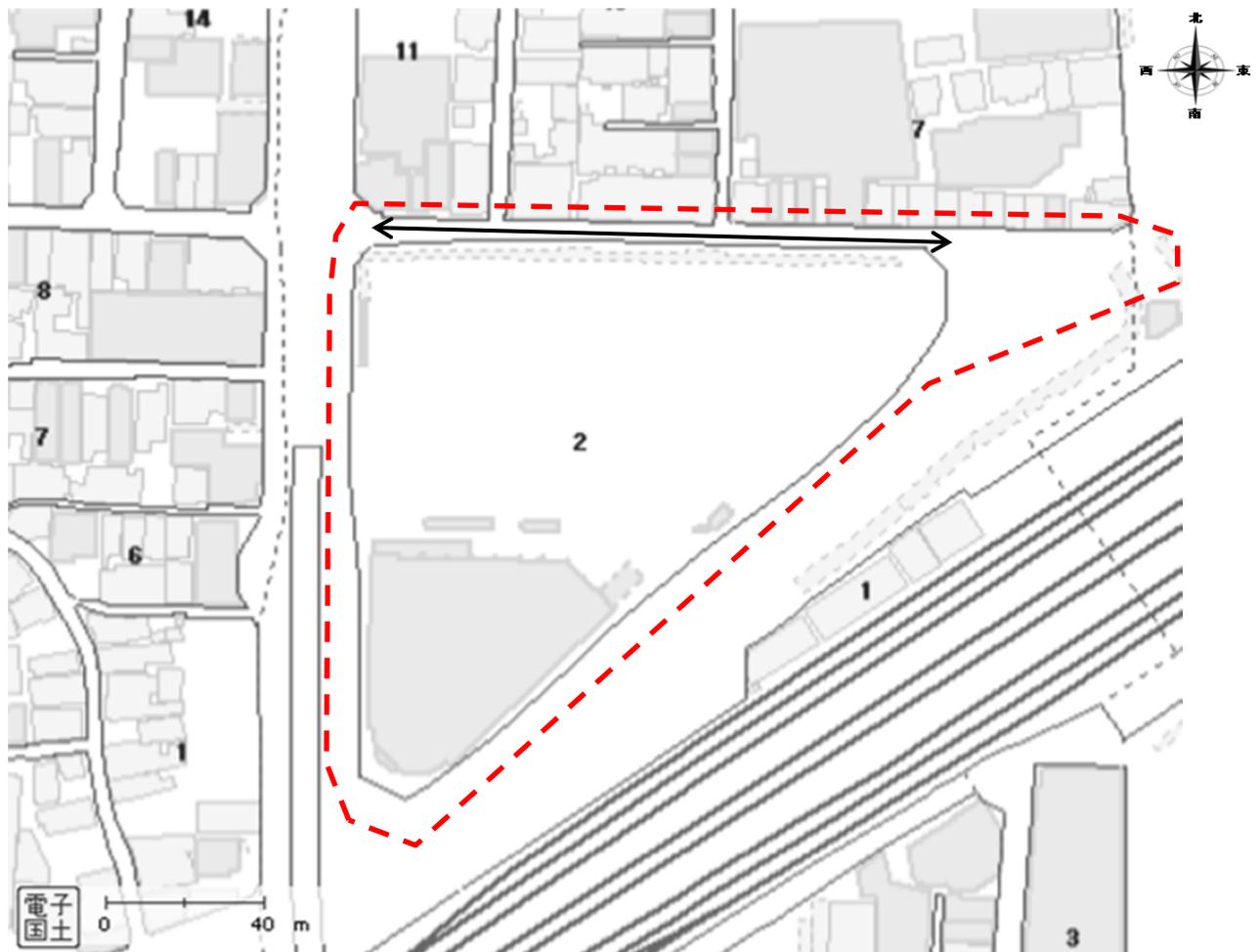
第3部 補足資料

第1部 取組計画（概要）

1. ヒートアイランド適応策モデル事業の対象範囲

高槻市芥川町のアクトアモーレを対象として、適応策を実施し、効果を把握するモデル事業を進めます。具体的には、以下の地図上で点線に示す範囲です。特にアクトモール（両矢印で示された街路空間）を主な対象としています。

図 適応策モデル事業の対象範囲



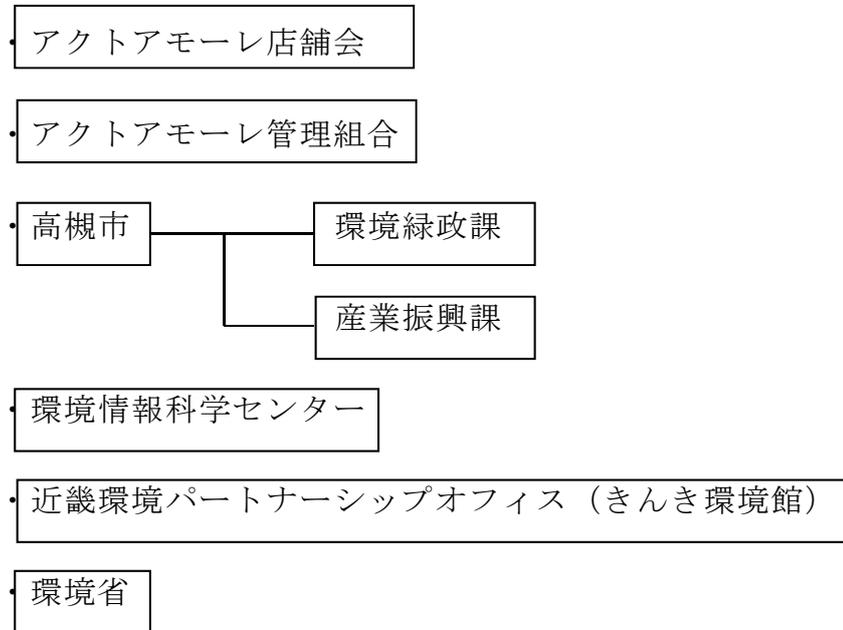
2. 平成27年度に実施する取組の内容

実施する適応策の取組は以下の項目です。

- ①アクトモールのキャットウォークでの霧噴霧装置の運用
- ②アクトモールでのクールルーバーの運用
- ③アクトモールでの樹木ミストの運用

上記の適応策と併行して、適応策の効果を把握する調査、次年度以降の取組計画を作成する会合・協議会、適応策を周知するための広報・啓発の活動等を実施します。

3. 実施する体制



4. 実施スケジュール

別紙の「年間スケジュール表 (案)」を参照してください。

第2部 適応策の運用・管理等に関する情報

1. 霧噴霧装置

日々の点検及び稼働は不要だが、平成26年（1年目）に、霧噴霧装置が稼働しないなどの異常があった場合は、制御盤を確認し、店舗会からいけうちまで連絡する。また、平成27年（2年目）以降に、同様の異常があった場合は、店舗会から、まず荘田工業に連絡する。荘田工業が対応を判断し、必要に応じて寺田電気工業・いけうちへの連絡をおこなう。

霧噴霧装置の点検・稼働に必要なランニングコスト（案）の概要は下表のとおりである。

表 必要なランニングコスト（案）

	項目	実施時期	費用（税抜）	実施者	費用負担者
霧噴霧装置	定期点検	シーズンイン シーズンオフ 年2回	135,000～ 185,000円 (不具合時の 対応年2回分 を含む) ※1	いけうち/ 荘田工業等※2	2014年いけうち 2015年以降アクトアモ ーレ店舗会
	毎年の部品交換	年1回		いけうち/ 荘田工業等※2	2014年いけうち 2015年以降アクトアモ ーレ店舗会
	数年毎の部品交換	数年に1回		いけうち/ 荘田工業等※2	2014年いけうち 2015年以降アクトアモ ーレ店舗会
	異常時の部品交換	異常発生時	(費用は部品 種類等により 異なるため、 その都度問い 合わせる。)	いけうち/ 荘田工業等※2	2014年いけうち 2015年以降アクトアモ ーレ店舗会
	上下水道料金	2か月毎	約40,000円	アクトアモ ーレ店舗会	アクトアモ ーレ店舗会
	電気料金	毎月	約4,000円	アクトアモ ーレ店舗会	アクトアモ ーレ店舗会
	保険料	年1回	10,280円	CEIS/ アクトアモ ーレ店舗会	2014年CEIS 2015年以降アクトアモ ーレ店舗会

※1 参考のためいけうちによる定期点検・部品交換等のための費用を示した。

※2 平成26年（1年目）に霧噴霧装置が稼働しないなどの異常があった場合は、アクトアモ
ーレ店舗会からいけうちに連絡する。平成27年（2年目）以降に、同様の異常があった場合
は、アクトアモ
ーレ店舗会から、まず荘田工業に連絡する。続いて、荘田工業が対応を判断
し、必要に応じて寺田電気工業・いけうちへの連絡をおこなう。

第3部 補足資料

1. 適応策の選定

1.1 候補として挙げられた適応策

熱環境の現状からは、アクトモール商店街東側入口及び西側入り口の熱環境の改善が課題として挙げられた。アクトアモーレ南側の熱環境の厳しさも指摘されたが、人通りの少なく恩恵を受ける人が少ない事、開放空間であるため気温自体を低下させる事が難しいなどの理由から今回は商店街東側入口及び西側入り口を中心に以下の様な候補が挙げられた。

- 1) 商店街西側もしくは東側の気温を低下させる（商業施設の南側は開放空間のため効果が期待できない）
 - ・霧噴霧装置を設置する（設置高さや風速を考慮する必要あり）
- 2) 商店街西側もしくは東側の路面温度を低下させる
 - ・日よけ気球などで日射を遮蔽する
 - ・霧噴霧装置の下の舗装を保水性舗装にする。（霧噴霧装置により路面が濡れた場合の安全対策も兼ねる）
- 3) 商店街西側のベンチの熱環境を改善する
 - ・樹木、フラクタル日除けなどで日射を遮蔽する

1.2 優先的に導入する適応策の選定

候補として挙げられた適応策の中から、アクトモール商店街内は半屋外空間であり日射が当たりにくいなど効果が期待できる環境が整っており、商店街の販売促進効果も期待できる取組として、「霧噴霧装置の設置」を優先的に実施すべき適応策として選定した。西側入り口付近のバス停から商店街中央の商業施設入り口にかけてはJR高槻駅へ向かう歩行者の動線となっており、社会的な導入効果を考慮し効果を享受する人が多いことから、平成26年度は商店街西側入り口と中央の間（西側アーチと西側キャットウォーク）に2つの霧噴霧装置を設置する事とした。

新たに、平成27年度には、商店街西側のベンチの熱環境を改善するため、クールルーバーを設置する事とした。また、商店街の涼感を高め、樹木、フラクタル日除けなどで日射を遮蔽する



以下に、取組みの内容について検討した結果を整理した。

1) 商店街入口への霧噴霧装置の設置

①霧噴霧装置に求める条件

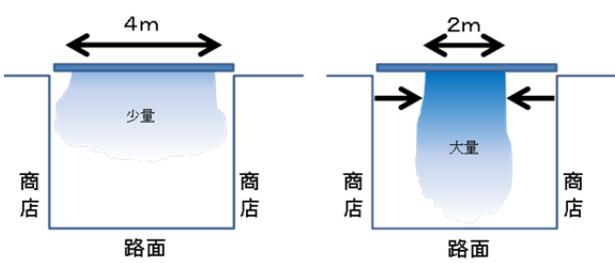
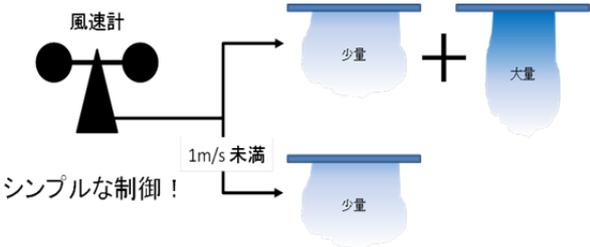
設置するのが商店街の中という事で、霧噴霧装置を設置するにあたって以下の様な条件が挙げられた。

- ・涼しいと感じるほどの噴霧量の確保
- ・商品・路面を濡らさない安全な設計
- ・複雑なシステム化の回避
- ・来街者に対する演出力
- ・経済性の確保（水使用量の抑制）

②今回の霧噴霧装置の特徴

①で挙げられた条件を満たす為に、霧噴霧装置に以下の様な特徴を持たせる事となった。

特徴	期待する効果	図
少量の連続運転と大量の間欠運転を組み合わせる	・来街者に対する演出力	

<p>大量噴霧を街路中央に集中させる</p>	<ul style="list-style-type: none"> 商品・路面を濡らさない安全な設計 涼しいと感じるほどの噴霧量の確保 	
<p>風が弱いときに大量噴霧を出さないシンプルな機構</p>	<ul style="list-style-type: none"> 複雑なシステム化の回避 経済性の確保（水使用量の抑制） 商品・路面を濡らさない安全な設計 	

2. 平成 25 年度の適応策（霧噴霧装置）の導入

平成 25 年度は、モデル事業の予算として西側アーチ及び西側キャットウォークに 1 台ずつ計 2 台霧噴霧装置を設置し、必要な工事を行った。なお、霧噴霧装置の下水道料金の減免に関しては、条件等を含めた減免手続きに必要な手続き・工事等を検討し、申請しないことが確認された。

3. 霧噴霧装置の所有権の譲渡計画

完成した 2 つの霧噴霧装置は固定資産として環境情報科学センターが所有権を有し、構築物の時価が 0 円（あるいは発生する法人税等の税額が許容範囲となる価格）となった時点（2018 年 3 月）^{※1}で、アクトアモーレ店舗会に譲渡する。なお、2018 年 3 月までのアクトアモーレ店舗会と環境情報科学センターの役割分担については、別途覚書において取り決めるものとする。参考までに、役割の移行時期について覚書から下表を抜粋した。

表 役割の移行時期（参考）^{※2, ※3}

	2014 年 3 月～2015 年 2 月	2015 年 3 月～2018 年 2 月	2018 年 3 月以降
所有者	CEIS（乙）	CEIS（乙）	店舗会（甲）
管理者	CEIS（乙）	店舗会（甲）	店舗会（甲）
使用者	店舗会（甲）	店舗会（甲）	店舗会（甲）

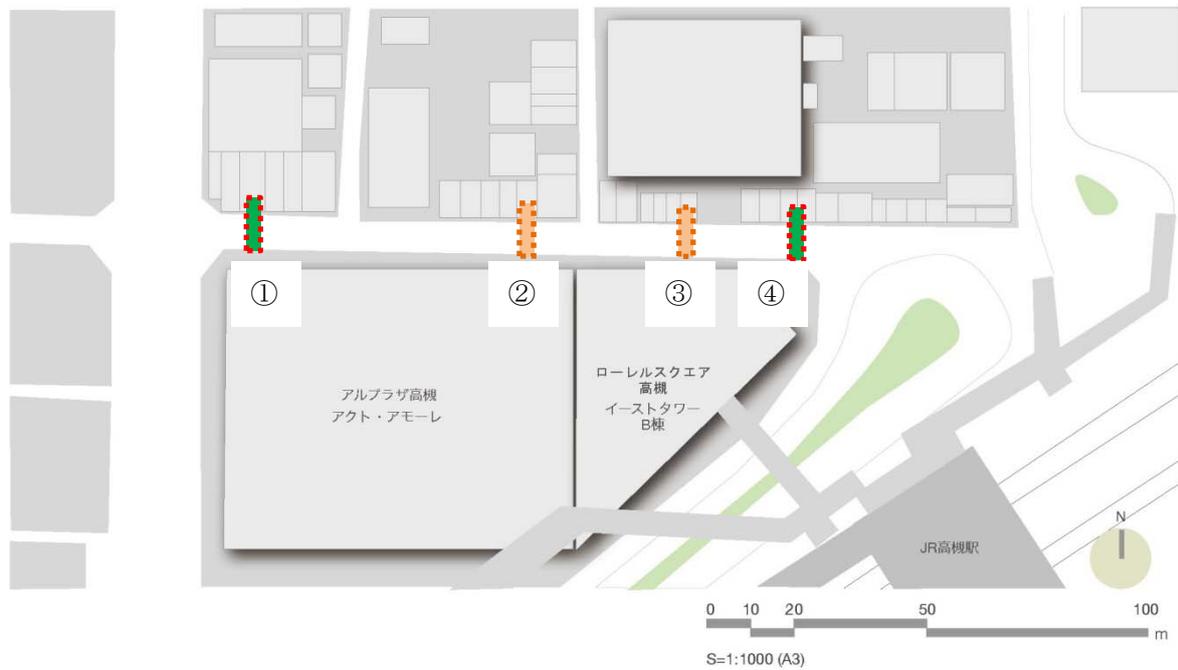
※1 減価償却期間は装置の完成後、税務署に霧噴霧システムの詳細を説明し、相談・確認した。なお、霧噴霧装置の所有権が移行するには高槻市に再度占用許可申請を行う必要がある。

※2 店舗会はアクトアモーレ店舗会、CEIS は一般社団法人環境情報科学センターである。

※3 所有者・管理者・使用者のそれぞれの役割分担は以下の内容である。所有者は、①固定資産税の支払い、②道路占有許可申請・道路使用許可申請（申請料）手続き、③道路占有料（平成 26 年 3 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日は免除）の支払い、を担う。管理者は、①装置のメンテナンス費用の支払い、②装置の一時移動や撤去の場合の支払いや原状回復、③事故に備えるための保険料支払い、④善管注意義務、を担う。使用者は、①日常点検の実施・緊急時対応の実施、②ランニングコスト（水道・電気代）の支払い、を担う。

4. アーチ及びキャットウォークについての整理

今回の霧噴霧装置の設置の際、西側アーチ及び西側キャットウォークの所有者に同意書を頂いております。アクトモール商店街のアーチ及びキャットウォークの所有者について整理しました。



	所有者（代表者）	構造物の占用許可申請年
①西側アーチ	新相生会（大持氏）	平成 25 年
②西側キャットウォーク	新相生会（大持氏）	平成 25 年
③東側キャットウォーク	アクトモール（西垣氏）	平成 26 年
④東側アーチ	アクトモール（西垣氏）	平成 26 年